

○経済産業省告示第四百十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四十四条の二第三項及び第五項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十条第六号、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第二項並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十条第二項、第二十一条第二項及び第三十四条第三項の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由及び経済産業大臣が認める場合

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 次に掲げる期間が令和二年六月一日から同年九月三十日までの間に終了する者は、当該期間を四週間延長する。

(1) 火薬類取締法施行規則第四十四条の二第二項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事が同項の保安検査を行う期間

(2) 鉱山保安法施行規則第十条第一項第四号の規定により同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定する期間

(3) 鉱山保安法施行規則第二十一条第一項第三号の規定により同項第二号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定する期間

(4) 鉱山保安法施行規則第三十四条第二項の規定により同項の定期検査を行う期間

二 次に掲げる期間が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

(1) 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

(2) 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同規則第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間

並びに同規則第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同規則第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間が令和二年十月一日から同年十一月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「一年」とあるのは「一年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」とする。

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十条第二号から第五号までの規定により認定対象消費者についての保安業務を行う期間が令和二年四月一日から同年十一月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「五年」とあるのは「五年四月」と、「十年」とあるのは「十年四月」とする。

五 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示第五条第一項第一号の規定により認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される次の表の上欄に掲げる保安確保機器を設置する期間が令和二年四月から同年十一月までの間に経過するものは、当該保安確保機器に応じ、当該期間をそれぞれ製造年月から同表の下欄に掲げる期間とする。

<p style="text-align: center;">保 安 確 保 機 器</p>	<p style="text-align: center;">期 間</p>
<p>液化石油ガス用ガス漏れ警報器</p> <p>液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）</p> <p>液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅱ類）</p> <p>調整器（Ⅰ類）</p> <p>調整器（Ⅱ類）</p> <p>液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類）</p> <p>液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅱ類）</p>	<p>五年四月</p> <p>十年四月</p> <p>七年四月</p> <p>十年四月</p> <p>七年四月</p> <p>十年四月</p> <p>七年四月</p>

六 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示第五条第一項第二号の規定により同告示第一条第一項のガスメーターを設置する期間が令和二年四月から同年七月まで

の間に経過するものは、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第二項に基づき検定証印に表示される検定の満了の年月に六月を加えた年月とする。

3 経済産業大臣が定める期限

火薬類取締法施行規則第四十四条の二第四項の規定により同項の保安検査申請書を提出しなければならぬ期限が令和二年六月一日から同年九月三十日までの間に終了する者は、当該期限を四月間延長する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。